



# 広島県 商工会報

2024年12月号  
広島県中央商工会  
TEL082-437-0180  
FAX082-437-0250  
https://skk.hh-kenoh.jp/  
E-mail kenoh@hint.or.jp

## 新年互礼会のご案内

新年互礼会を下記の内容で開催致します。年始の大変お忙しい時期とは存じますが、多くの事業所の方がご参加くださいますようお願い致します。

日時：令和7年1月7日(火)15:00～16:30

場所：広島県中央商工会 2F講習会室

会費：一人 500円(当日徴収します)

申込期日：令和6年12月18日(水)

申込方法：申込書をFAXされるか、広島県中央商工会へお渡しください。

お願い：互礼会当日はお酒が出ますので飲酒される方は、乗合せ等をお願いいたします。



## 事業者交流会のご案内

商業部会主催で交流会を下記の内容で開催致します。東広島市等の関係部局による事業者支援の方向性について説明します。ご多忙のことと存じますが、多くの事業所の方がご参加くださいますようお願い致します。

日時：令和7年1月17日(金)15:00～18:00

場所：東広島市豊栄支所大会議室 (1時間半説明会後交流会)

会費：1,000円(当日徴収します) 定員：20名

申込方法：申込書をFAXされるか、広島県中央商工会へお渡しください。

お願い：アルコール等も準備しておりますので、お車の方はその点をご留意ください。

## 視察研修のご案内

広島県中央商工会 工業・建設業部会主催にて、視察研修を下記の内容で実施いたします。日帰り企画ですので、多くの方にご参加頂きたいと思っております。

◇開催日：令和7年2月6日(木)

◇視察先：石田造船株式会社

◇参加費：3,000円

◇定員：20名 ※定員になり次第締め切りとさせていただきます。

◇申込締切：令和7年1月20日(月)

◇申込方法：別紙チラシにて、参加者名・電話番号等必要事項をご記入の上お申し込みください。

## 事業主の皆様へ

### ひとりで労働者を雇ったら労働保険に入る義務があります。

労働災害の治療には病院で健康保険証が使用できません。労災保険未加入の場合、保険料を遡って徴収するほか、労災保険給付に要した費用の40%～100%が事業主負担となることもあります。

○正社員はもとより、パート、アルバイト、

臨時雇用者を含めて労働者を1人でも雇用している事業主は、労働保険(労災・雇用)に加入する義務がありますので、すぐに労働保険の加入手続きを行い、労働保険料を納付してください。

(ただし、雇用保険は週所定労働時間20時間以上かつ31日以上雇用見込みがある場合に原則として被保険者となります。)

労働保険は、労働者が業務中又は通勤時の事故による災害補償と失業した時の再就職活動中の生活保障等をするものです。事業主の皆様には必ず加入いただくよう国が法律で義務付けており、労働保険に加入せず、働かせることは違法です。

労働者本人が同意しないから…保険料が払えないから…民間の保険に加入しているから…は理由になりません。加入していない場合に、負傷した本人が、病院又は監督署へ訴え出て労災となるケースも多々あり、そうした場合には、前述のとおり事業主の多大な費用負担となります。労災事故が起こる前に、速やかに加入手続きをしてください。

○労働保険加入手続きは商工会へご相談ください。

お問い合わせ先

・広島労働局総務部労働保険徴収課

《〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 TEL(082)221-9246》

・労働保険事務組合 広島県中央商工会



## 12月2日から変わる社会保険の資格取得手続き

健康保険法の改正により、2024年12月2日に健康保険証の発行を終了し、マイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行します。これに伴い、従業員が入社したときの社会保険の手続き等が一部変更になります。

### [1] 現行の健康保険証の発行

2024年12月1日以前に被保険者資格取得届、被扶養者(異動)届を日本年金機構で受付した場合であっても、2024年12月2日以降に処理が行われた方については、健康保険証は発行されません。また、婚姻等で氏名変更となる場合や現行の健康保険証を紛失した場合に関しても、再発行は行われません。

なお、被保険者資格取得届、被扶養者(異動)届を2024年12月1日以前に受付された方で日本年金機構における処理が2024年12月2日以降になった場合は、健康保険証の代わりに「資格確認書」を発行します。

### [2] 12月2日以降の手続き

2024年12月2日以降は、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「被扶養者(異動)届」に新たに「資格確認書発行要否」欄が設けられます。2024年12月2日以降は新様式での提出をお願いします。

マイナンバーカードを取得していない人や、健康保険証利用登録を行っていない人等の手続きを行う際には、資格確認書の発行が必要かを確認の上、発行が必要ときには要否欄の「発行が必要」にチェックを入れて提出することにより資格確認書が発行され、医療機関等の窓口で提示することで保険診療での受診ができるようになります。

なお、資格確認書発行要否欄にチェックがない場合は交付に時間を要する場合があります。

### [3] 手続きに必要な情報の確認

今後、資格取得届や被扶養者異動届の作成をする際には、マイナ保険証を利用できない人か否かを確認する必要があります。そのため、従業員の入社が決まった際などには、以下の情報を入手しておくこととスムーズな運用になります。

①マイナンバーカードを作っているか ②マイナ保険証の利用登録状況

特に、②については自らが登録したか否かを把握していない人も見受けられます。入社後等に確認していると、手続きに時間を要することにもなりかねませんので注意が必要です。

## 源泉所得税の納付・年末調整

給与や退職手当、税理士等の報酬・料金の源泉所得税は、原則徴収した日の翌月10日が納付期限となっています。但し、給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者は、年2回にまとめて納付する届出書を事前に税務署に提出していると「納期の特例制度」を利用できます。源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付期限は下記の通りです。  
一般…令和7年1月10日（金） 納期の特例…令和7年1月20日（月）  
※当会で年末調整等をされている方は、賃金台帳・各種証明書等の書類一式を、お早めにご持参ください。

～年末調整の変更点～

- ①定額減税の適用 ②給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書に定額減税に係る記載欄を追加  
③保険料控除申告書の簡素化 ④給与所得者の扶養控除等申告書の提出が簡略化(令和7年以降)

※ ① ② について、2024年6月1日時点での定額減税額にて月次減税がされていますが、年末調整の際に改めて2024年12月31日時点の定額減税額(年調減税額)で計算しなおし、所得税額の調整を行う必要があります。

### 北部会館事務備品等 譲渡のご案内

広島県中央商工会北部会館の事務所移転に伴い、会員の皆様に対し北部会館にて使用していた備品を譲渡いたします。

日時:令和6年12月25日(水) 9:00~10:00

場所:広島県中央商工会北部会館(旧会館)

豊栄町鍛冶屋 444-7

譲渡方法① 原則有償で各備品に値付けしています。

② 9:00~10:00 迄に希望品目に投票して頂きます。

③ 希望者多数の場合は抽選とします。

④ 当日精算といたします。

⑤ 各品目の持帰りは当日に購入者でお願いいたします。

(当日12:00迄にお願いいたします)

主な備品:事務机、キャビネット、ロッカー、会議用椅子、パイプ椅子、黒板、食器棚、演台、食器類、灰皿(卓上用)事務用品 etc

お問い合わせ:広島県中央商工会

TEL:082-437-0180 FAX:082-437-0250

令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて  
国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続きの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、申告書を書面で提出する際には、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)いただきますよう、お願いいたします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いいたします。

※対象となる「申告書等」とは、国税庁・国税局・税務署に提出されるすべての文書です。

申告書等を e-tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm>

毎年健康診断&人間ドックを受診されている事業者様必見です!

### 健康診断助成金制度のご案内

商工貯蓄共済加入済の方で、健康診断および人間ドックを受診されている事業者様は健康診断助成金が

受給できますので、商工会へお問い合わせください。

商工貯蓄共済未加入の事業者様で、毎年健康診断等

受診されている方は、この機会に**商工貯蓄共済の加入をご検討ください!**

※1契約者2名まで助成が可能になります。受診者の年齢制限はございません。健康診断領収証は原本をお預かりします。返却はございません。



加入口数	助成金額	加入口数	助成金額
1口	1,500円	4口	7,500円
2口	3,000円	5口	10,000円
3口	5,000円	6口以上	15,000円

### 《償却資産(固定資産税)の申告のお願い》

事業を営んでいる法人や個人事業主が市内に所有している償却資産は、固定資産税の課税対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の償却資産の内容を、1月31日までに申告してください。(地方税法第383条)

償却資産とは/土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産。工場、商店、太陽光発電や、アパート、駐車場等の賃貸業などを経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品等をいいます。※前年度に申告されている方には、12月に申告書が送付されます。新たに事業を始められた方や申告書が届いていない方は、資産税課までご連絡ください。

※償却資産の実地調査をお願いする場合があります。その場合にはご協力をお願いします。(地方税法第408条)

※詳しくは東広島市ホームページをご覧ください。資産税課へお問い合わせください。

○問合せ先 東広島市資産税課 TEL:082-420-0911



## あなたの“未来”応援します。 Government Educational Loans 国の教育ローン

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート!

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】お子さま1人あたり350万円以内

【金利】年2.35% 固定金利

※「母子家庭」「父子家庭」「交通遺児家庭」「世帯年収200万円(所得132万円)以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方」は年1.95%(令和6年11月1日現在)

【ご返済期間】18年以内

【お使いみち】入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

【保証】(公財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

詳しくは、ホームページ「国の教育ローン」で検索、教育ローンコールセンター0570-008656(ナビダイヤル)または(03)5321-8656までお問い合わせください。

### マル経融資金利について

令和6年12月2日現在のマル経融資の金利は、**1.65%**です。

### 年末年始休業のお知らせ

本所:令和6年12月28日(土)~令和7年1月5日(日)

北部支所:令和6年12月27日(金)~令和7年1月7日(火)

次回会報発行予定

1月下旬